入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

○　65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。

○　ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

＜現行＞

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ （ⅡⅢ以外の者）	320円／日
医療区分ⅡⅢ （医療の必要性の高い者）	0円／日
難病患者	

＜平成29年10月～＞

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ （ⅡⅢ以外の者）	370円／日
医療区分ⅡⅢ （医療の必要性の高い者）	200円／日
難病患者	0円／日

＜平成30年４月～＞

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ （ⅡⅢ以外の者）	370円／日
医療区分ⅡⅢ （医療の必要性の高い者）	
難病患者	0円／日

（注）介護保険施設（老健・療養）の多床室に入所する低所得者（市町村民税非課税者）の居住費負担額（光熱水費相当額）は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年４月に320円／日から370円／日に引き上がっている。